

◆『発注者ナビ』とは

公共工事等の発注者が、品確法の理念に基づき発注事務に取り組むにあたり参考としていただくことを目的として、各種取組事例を情報提供、共有するものです。

★コンテンツ

- 1) 関東地方整備局における工事、業務に関する「総合評価落札方式の適用ガイドライン」の改定について 入札・契約、総合評価
- 2) 建設業の時間外労働に関する上限規制について 働き方改革

★特集

- 1) 「土木工事電子書類スリム化ガイド」のバージョンアップについて 働き方改革 受発注者の負担軽減

1) 関東地方整備局における工事、業務に関する「総合評価落札方式の適用ガイドライン」の改定について

入札・契約、総合評価

<概要>

○本ガイドラインは、令和5年2月28日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した「令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針」に基づいて作成したもので、令和5年8月1日以降に公告（公示）となる案件から適用します。

★詳細はコチラをクリック

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000004.html> （工事）

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000088.html> （業務）

2) 建設業の時間外労働に関する上限規制について

働き方改革

<概要>

○2024年4月1日から適用される労働基準法の建設業における時間外労働に関する上限規制について、厚生労働省のWEBサイトに「わかりやすい解説」と「Q&A」が公開されました。

★詳細はコチラをクリック

<https://www.mhlw.go.jp/content/001116624.pdf> （わかりやすい解説）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001115877.pdf> （Q&A）

特集 「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました

～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～

令和5年7月に「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました

「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.2.0)」のポイント**■目的**

- ・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、**工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進**を図ることが目的。

■適用

- ・令和5年8月1日以降の関東地方整備局発注工事(入札・契約手続運営委員会を開始する**工事、入札手続き中及び契約済みの工事**) (港湾空港関係、営繕関係を除く)
- ・受注者、発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は工事書類のスリム化に留意するものとする。

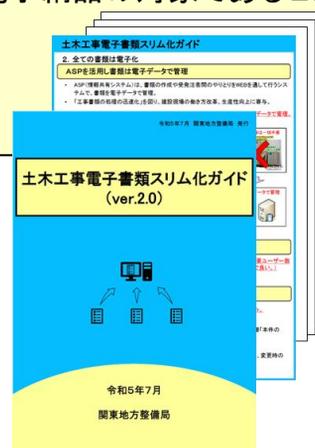
■バージョンアップのポイント

- ✓**アンケート調査結果及び受注者ヒアリングを踏まえ、改善要望のあった事項を反映。**
- ✓**発注者から過度な資料要求の無いよう不明瞭な表現を適正化し、受発注者ともに分かりやすくかつ共通認識が図られるよう改善。**

■主なバージョンアップ箇所

- ✓**施工体制台帳**・・・発注者から「添付が不要な書類」を求められないよう事例を一部追記
- ✓**設計審査会**・・・維持工事を含む全ての工事が対象であることを追記
- ✓**臨場確認**・・・確認した実測値の保存方法の記載内容を、具体的な表現に見直し
- ✓**工事検査**・・・10種類以外の書類提示を求められることがあるため注意書きを追記
- ✓**オンライン電子納品【新規】**・・・原則全ての工事においてオンライン電子納品の対象であること及び留意事項を記載

- ・「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.2.0)」、
「土木工事電子書類作成マニュアル(ver.2.0)」は
関東地方整備局HPに掲載しています。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>

※詳細については、事務局へお問い合わせください。

発行元(事務局): 関東地方整備局技術調査課

TEL: 048-601-3151(代表)